

平成21年第4回太子町議会定例会（第419回町議会）会議録（第1日）

平成21年6月4日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第2号 平成20年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第3号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 11 議案第33号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第34号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第35号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第2号 平成20年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第3号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 11 議案第33号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第34号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第35号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	北 川 嘉 明	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	佐 野 芳 彦	16 番	熊 谷 直 行

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田 眞也
書記 肥塚 馨

書記 木村 和義
書記 西田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤 正弘
教育長 寺田 寛文
生活福祉部長 丸尾 満
教育次長 塚原 二良
監査委員 森川 勝

副町長 八幡 儀則
総務部長 佐々木 正人
経済建設部長 富岡 慎一
財政課長 香田 大然

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） おはようございます。

開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位にご披露申し上げます。5月3日に桜井公晴議員が地域の振興及び住民福祉の向上に尽力された功績が顕著であるとして兵庫県より兵庫県功労賞をお受けになりました。

ここに議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

さて、風清らかな初夏の候となっておりますが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成21年第4回太子町議会定例会（第419回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会に提案されます案件は、予算関係、人事案件、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

## 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆様おはようございます。

平成21年第4回太子町議会定例会（第

419回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏の気配が色濃く感じられることとなりました。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。平素は、太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと感謝申し上げます。

また、先ほど議長のごあいさつにありましたが、桜井議員が兵庫県功労賞の表彰をお受けになりましたこと、まことにおめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、同意案件1件、諮問案件2件、予算、条例の議案3件、計9件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 町長のごあいさつは終わりましたが、ここで6月1日に就任されました寺田新教育長から就任のごあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

教育長。

~~~~~

教育長あいさつ

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

教育長就任のあいさつに際しまして貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。

太子町議会議員の皆様におかれましては日ごろより太子町町政充実、発展のため、いろいろとご尽力を賜っていますことを町民とともにひしひしと感じていた一人としましてまことにありがたく、厚く、深く感謝申し上げます。

さて、このたび圓尾哲一前教育長がご退任になりまして、その後任といたしまして6月1日付をもちまして太子町教育長を拝命いたしました寺田寛文でございます。私は教育行政に携わりながら太子町に勤務してよかった、太子町の学校園で学ばせてよかった、そして太子町に住んでみてよかったと言われるように鋭意努力し、取り組んでいく覚悟でございます。どうか議員の皆様方の絶大なるご指導、ご支援をお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

（開会 午前10時05分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第4回太子町議会定例会（第419回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、花畑奈知子議員、北川嘉明議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの14日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等9件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査……。

上田議員。

○上田富夫議員 本来ならここで発言はしないつもりなんですけれども、重大な案件がありますので、監査のことで、監査委員は恐らくきょうだけと思うんです。後出席はないと思いますんで、ここで先月水道会計のことで。

（「次の報告で」「監査報告」「監査報告のところでしょか」の声あり）

失礼しました。次にします。

○議長（熊谷直行） じゃあ、続けます。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成20年度4月分及び平成21年度4月分例月出納検査報告書が提出されました。したがってその写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

（上田富夫議員「はい、議長」の声あり）

もうちょっと待ってください。

（上田富夫議員「まだ、待つ」の声あり）

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

上田議員。

○上田富夫議員 監査委員にお尋ねいたしますけれども、先の平成21年3月31日現在の各会計に属する現金出納状況等についての説明と、それが4月24日に行われておりますね。その結果、水道事業所より提出された資料の一部に理解しづらい部分があったので次回検査において説明を求めますということが報告されております。本日、前回例月検査で水道事業会計について記述した件は再度質疑をした結果了解しましたと、こういうふうにあるんですけれども、何がどうなったのか説明をいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 森川監査委員。

自席をお願いします。

○監査委員（森川 勝） 失礼いたします。

先ほど上田議員のほうからご質問がありました件につきましては、4月の例月検査におきまして水道事業所から提出されました資料に基づきまして質疑を行いましたけれども、説明の内容に私自身理解できにくい部分がありましたので、5月の例月出納検査におきまして再度説明をいただきました。その内容につきましては試算表と、それからそのほかの資料との整合性がちょっと理解できなかったものですから、それについての説明をいただいて了解をいたしました。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ちょっとそれじゃあ私のほうは何のことかわからんのですけども、試算表と何がどう違っとんのですか。例えば、字句が違うとったんか、数字が違うとったのか、何が事務的な書類が違うとったのか、もう少し具体的にどこがどうやったということをお

尋ねしているんですけれども、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 森川監査委員。

○監査委員（森川 勝） 例月検査で提出される資料に基づいて検査をしているわけなんですけれども、提出いただいた資料の数字に合わない部分がありましたので、原因そのものは単純な事務ミスということでした。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ここでやりとりしてもなんですから、そしたらもう一人監査委員おりますので、水道、今度は委員会で出席してやらせてもらいます。大体、おおよそのことは今監査委員の報告でわかりましたので、きょうはこれでおきます。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど上田議員が指摘をしましたことを私も先月報告分と、ほいで今月の報告分で、先ほども了解しましたというような形になっております。先月のは確かに理解しづらいということだったんですけども、監査委員の仕事はあくまで机上のものと、それから現場にも出向いてきちっと監査をするということ、なぜそういう、今説明がありましたような、数字に合致しない単純なミス、しかし単純なミスっていうのがどういうふうに起こっておるのかっていうのがはっきりしないと、この太子町の会計処理事務、それがどうなっておるかを検証する場でもありますから、本席できちっと監査委員は説明されるべきやと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊谷直行） これ答弁は要らないんですね。

（桜井公晴議員「いやいや、本席で言うてるんやから」の声あり）

本席。

（桜井公晴議員「本席で説明されるべきやと言うてるわけ。意味わからん。本席で言えという、本席で説明すべきや言うとんや」の声あり）

暫時休憩します。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時20分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川監査委員。

○監査委員(森川 勝) 先ほどの桜井議員からのご質問についてお答えいたします。

提出されました検査資料の中に出納の収支説明書と、それから試算表等があるわけですが、当然そのそれぞれの科目で係数が一致しなければならないものが不一致であったということで、その説明を受けておったんですけれども、その時点では理解ができなかったということで、今回の検査におきまして事務処理として単純なミスで係数に誤りがあったということで、それについて修正をしてもらったということなんですけれども、その事務ミスに至る一つの原因といたしまして、水道事業所に料金の徴収システムと、それから会計処理のシステム、これが2つのシステムがございまして、それがシステムのうまく連動できてないと、その2つのシステムを補うために手作業でやってる部分があるんですけれども、その中でミスが発生したという説明を受けまして、それについて確認をしたということでございます。

以上でございます。

○議長(熊谷直行) 桜井議員。

○桜井公晴議員 今の世の中にそんなことが起こるんですかな。通常は、監査委員に聞いていくべきものではないかもしれませんが、実際これかつて、ちょっと余談ですが、揖龍の農業共済ですべて手作業でやって、やはりこのいわゆるコンピューターの時代やのになぜコンピューターを使わないかと、そして連動させて、そしてすべてが一致するというのは当たり前の話ですから、その当たり前のことができていないことが問題になりました。それは当然のことやと思います。それは手書きですべてやってたときだったので、計算上の間違いが明らかになったわけで

すけど、今回は伺いますと、手作業部分とシステム、料金と、それからほかの会計との当然連動しないといけないわけで、その連動したものは絶えず試算表を含めて検証される。そのために試算表もあるわけですから。それが何で単純なミスで片づくものなのかどうか。私ちょっと理解ができんのですけどね。厳密にやっぱり監査をして、そのシステム上に連動しないものがあるとすれば、料金というのは1万2,000家庭から徴収をする。それが何ぼ入ったかは非常にわかりにくくなってしまいうすよね、そういうことになる。これまでもそんなことが繰り返されておるとすれば、水道会計おかしいなと思います。だから、それははっきりと、今ただわかりましたで済ます問題でないと思いますから、きちっと監査としてはしてほしいなと思います。

それと、今何でそんな手作業があるんかいね。それは合わんことが起こるって当たり前かもわからんけど、徴収漏れがあったらどないするんかなということもありますから、これははっきりしてほしいなと思うんですが、監査委員がしてくれてですか、それとも当局にきちっとシステム上のことを、ほいで何で整合しないと、試算表と合わなんだからもう話にならんですから、その辺のところを監査委員の見解と、それから後の対応について説明を求めておきたいと思います。

○議長(熊谷直行) 富岡経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) お答えいたします。

今のご質問といいますか、あれですけども、それにつきましては今後そういうシステム関係が2種類あるということなんですけども、それはやはりその手作業といいますのは、入力がどうしても手作業という格好になるうかというふうに思います。それと、水道事業は、いわゆる企業会計ということで特殊な会計で別にシステム等を行っておりますので、その辺も含めまして十分担当等に聞きまして、今後そういうことのないように注意し

ていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 富岡君、おかしいこと言うなよ。

入力は当たり前やんか、手作業で。

（上田富夫議員「何言うとなや」の声あり）

どんな場合でも手作業なんや。そんなばかなこと言うとするのおかしいやないかいな。すべて手作業やで、最初は。だから、入力間違ったら検証されるんや、試算表も。それぞれにリンクしておったら試算表もそうだし、全体的には検証されるんやで。コンピューターで何で今の時代にコンピューター入力して毎日毎日検証せんやと、こういうような状況があるからやないか、結果が。だから、それはいつどうするかということではっきり、これから決算監査あるんやしね、はっきりさせていただきたいと思うんですわ。だから、監査委員もしっかり見てもらわないけないし、システム上に問題があるんだったら監査として指摘をすべきやと、これはもうこういうことやとったら何回も間違いを犯す可能性があるってということで、監査の所見はそこになきゃならないと思うんですよ。

それから、当局のほうは当然改善すべきは改善をすると。何が問題だったかを明確にして改善をする、そして議会に報告すると、これ求めておきたいと思うんですが、その答弁求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほどのそういうミスといいますか、問題につきましては十分検証しまして報告いたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） この件はこれで終わりたいと思いますけれども、今回の件は監査委員の指摘によって発覚したわけでありまして、今後当局におかれましても十分な作業ミ

スのないように、また改善すべきことは改善されていつも行っていただきたいと思いますし、監査委員におかれましても今後引き続いて十分な監査をお願いしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（熊谷直行） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が4月9日、5月14日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が4月8日、5月13日の委員会開催分、経済建設常任委員会が4月14日、5月19日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 平成20年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（熊谷直行） 日程第5、報告第2号平成20年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号平成20年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成20年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（熊谷直行） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 全体としては総務費関係の定額給付金、それから民生費関係、土木費、教育費あるわけですが、それぞれ現状ですね、現状と今後の執行計画、予定について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、定額給付金給付事業の関係でございますが、繰越額4億8,611万7,000円ということでございます。これにつきましては、5月末現在でございますが、全体事業費5億4,304万7,000円を20年度で予算措置させていただきまして、給付事務としまして給付負担金のほうでございますが、額としましては5億450万円、件数にいたしまして1万1,795の執行をいたしております。残りとして518件が残っておりまして、金額といたしましては1,393万6,000円ということでございます。これにつきましては、最終日は9月18日ということになっておりますので、できるだけ早急に処理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 2段目の社会福祉費の保健福祉会館の給湯空調施設の改修事業からご説明申し上げます。

このチラーの改修事業の進捗の状況でございますが、現在のところこの全体工事の工程を中心といたしました打ち合わせを行っておりまして、その概要から申しますと、この夏場早ければ8月に工事、遅くとも9月5連休ですか、6連休ですか、そのあたりぐらいを目指しての事務作業を行うということでございます。

それから、次の児童福祉費の次世代育成支援の行動計画の関係でございますが、これもちょうど前年20年度にニーズ調査を行っております。それらを参考にしながら、これからニーズ量、どれほどの量があるかといったこ

とでの今作業を進行させておるというところでございます。これは1年前倒しの予算措置をいただいたわけですが、計画どおりいきますと、今年の12月に計画の策定という運びになろうかと思えます。

それから、次の子育ての応援特別手当の関係でございますが、これも直近の数字でございます。申請が済まされた人数でございますが、児童数にいたしまして当初624人のうち611人が申請をされ、この執行金額が2,199万6,000円でございます。あと、未申請が13人ということで、率にいたしまして約98%ということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 富岡経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 繰越計算書の土木費につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては揖保線の道路整備事業でございます。1,700万円余りの金額につきましては工事請負費ということになっております。その中で5月に1回発注いたしております。それでまだ、その1,700万円に届いておりませんので、6月末に発注予定しております。そして、工期としましては9月末を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育費関係のご説明をさせていただきます。

小学校関係の学校施設の耐震化事業でございます。

龍田小学校の校舎関係におきましては、これは耐震診断、それと補強の評定及び実施設計関係でございます。契約は4月27日から工期的には7月31日までということで、今現在は県の第三者機関でございます県の耐震診断評価委員会のほうへこれをお願いしているということで、第1回の評価委員会にかかっております。

斑鳩小学校の校舎関係でございます。これは補強の評定、また実施設計に伴うものでございまして、契約は4月24日から12月25日の

工期で契約をいたしております。

それと、斑鳩小学校の屋内運動場関係でございます。これは基本設計と実施設計でございますが、まだ現在は未契約ということで、これにつきましても早目に契約したいというような考えであります。

それと、社会教育費関係でございます。

中央公民館の耐震診断事業ということで、これにつきましても県の耐震診断評定委員会に今諮るべく準備をしるところでございます。契約的には1回目もまだ終わっていないんですけど、今現在のこの県の評価委員会では200件ほど抱えているということで、順番待ちの状態でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 民生費の福社会館の給湯空調設備改修事業でございますけれども、これ給湯だけでなかったんかと思うんです、空調もですか。いや、それ給湯と空調との割合はこの予算の中でどういうふうになっておりますか。

それと、社会福祉協議会も応分の負担をすると思うんですけれども、その割合はどうなってるのか説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 丸尾生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 空調並びに給湯ということで、同じエネルギーのもとということでございます。その割合的なものでございますけれども、台数で申しますと、給湯チラーというのが2台、それから暖房チラーというのが1台、それからポンプが3台という内容になっておりますので、比率から申しますと、台数での比率になるのかなというふうに思います。

それと、社会福祉協議会との、俗に言う費用負担の比率でございますが、予算では2,100万円の工事費を予定いたしております、約半分の1,000万円を社会福祉協議会のほうに持っていただくということになってお

ります。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 頻度的にどこがどれぐらいどう使うのかというのははっきり私もわからないのですが、社会福祉協議会というのは僕は独立した法人やと思うとるわけなんです。驚いたことに、あそこの会館の使用料というのは払ってないんですね。町ももらっていないでしょう。社会福祉協議会の予算決算見ても、その支出ないんですわ。ということは、あれだけのものを無料で使用させるとというふうに理解していいんですかね。

それは非常におかしなことやと思うんで、一独立した団体に対して福祉関係とはいえ、私はやっぱり収支ははっきりすると、補助金出すなら補助金出すと、そのかわり使用料としてもらうものはもらうという会計上はきっちとせんと、あんなどんぶり勘定みたいなことしたら福祉協議会は2億円ほど現金持ってたせ、今。ごつつい大金持ちや。だから、それはそれぞれ言い分のある金ですよ。しかし、いつでも引き出せる金としては現金として2億円ほどありますやん。だから、決して運営に困ってるわけでもないわけです。そこへ毎年かなり千数百万円の補助金を出しておると、町は。その上に使用料も一切取らないと。ちょっとやり過ぎじゃないんですかなと思いますけど、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今上田議員さんからのご指摘につきましては、昨年度もご意見を伺ったわけでございます。私どもも社会福祉協議会のほうとその件につきましてはまだ結論は出ておりませんが、確かにご指摘の部分につきましては検討したいということで今途中ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

**日程第6 報告第3号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について**

○議長（熊谷直行） 日程第6、報告第3号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第3号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましても、前の報告第2号と同様、平成20年度後期高齢者医療特別会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（熊谷直行） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（熊谷直行） 日程第7、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長（熊谷直行） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今年度の決算状況は収支差し引きでマイナスの159万2,773円と、こういうふうになっております。その中で経費の関係では販売費及び一般管理費の一般管理費が主なものでありますけれども、その中で委託料がほとんどだと、こういうような状況になっております。全体的にはこの公社を利用する状況も変わってきていると思いますし、本町も借入額は公園等でありましたけれども、なくなってきたわけです。20年度の決算では200万円が委託料になっております。それから、21年度の予算計画でも少し一般管理費は減ってはおりますが、同じ200万円が計上をされると、こういうようなことであります。そういう点では委託の事務もかなり少なくなっておると思うんですけども、同額で委託するというのはいかがなものかと思うんですけど、その点について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 香田財政課長。

○財政課長（香田大然） この委託料の内容につきましては説明を土地公のほうから受けておりませんので、私のほうでは何とも答えようがありません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） だれか答えられます。

財政課長。

○財政課長（香田大然） 文言だけを拾ってみますと、22ページでございますが、県の町村会へ事務委託料ということで支出したものと、それから支出予定ということでございます。実際は、桜井議員もご承知のとおり、もう職員が町村会のほうになっておりますので、土地開発公社から事務委託料ということで町村会に出しているものというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 いやいや、それはわかってんですよ、数字的にも。ただ、200万円が昨年度は一応決算額としては222万1,875円という決算額になり、288万円に対して不用額として65万8,000円を不用額にしてるわけです。それはそれでいんですが、同額で委託するほどの事務ではなくなってるんじゃないかと。総額ももちろんそういう中で288万円が265万円に減らしたんですよ、販売費及び一般管理費は。だから、こういう事務量も相当減ってきて、実際上はこれほど要るようになってんじゃないかと、こういうことを言ってますよ。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 事務するのは当然のことなんです、その200万円がまたイコール200万円、それから次もまた200万円ということになるかどうか私わかりませんが、ただ私がここで委託料をどうのこうのするというのを答える立場にもありませんけれども、物申すことがあれば、桜井議員のご趣旨ですと、事務量が減ってるんだから200万円が180万円、160万円になるべきかどうかちょっとわかりませんが、その辺のところは物申す機会があれば、一度土地開発公社のほうに聞いてみたいと思います。

以上でございます。

（桜井公晴議員「町長、わからんのん」の声あり）

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほどご指摘のように、この公社のほうもだんだんと事務等々は目減りをしていると、事業自体が目減りをしている現状でございますが、しかし事務的な面に関しましては、今委託料で200万円という金額が同額ではないかというご指摘でございますが、やはりこうした会計の中での事務量というのは大きくは影響してこないというふうにお聞きをしております。そうした中で土地開発公社の職員を抱えるよりも町村会のほうに委託し、事務処理をするほうが妥当であろうというところでこうした委託料が計上されているというところでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております熊谷恵也氏が、平成21年9月30日付をもって任期満了となります。

熊谷氏は平成9年10月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意をもって活動していただいておりますので、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第

3項の規定に基づき、町議会の意見を求める  
ものであります。

熊谷氏の経歴につきましては参考資料のと  
おりでございます。よろしく審議を賜り、原  
案に異議なしとの意見をいただきますようお  
願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ  
りました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ち  
に採決を行いたいと思います。ご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦  
することに決定しました。

~~~~~

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の 推せんにつき意見を求めるこ とについて

○議長（熊谷直行） 日程第9、諮問第2号
人権擁護委員の推せんにつき意見を求めるこ
とについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第2号人権擁護委
員の推せんにつき意見を求めることについて
説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお
願いしております山本明乗氏が、平成21年9
月30日付をもって任期満了となります。

山本氏は平成18年10月1日より人権の擁護
及び相談業務に熱意をもって活動していただ
いておりますので、引き続き同氏を法務大臣
に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第
3項の規定に基づき、町議会の意見を求める
ものであります。

山本氏の経歴は参考資料のとおりでありま
すが、よろしく審議を賜り、原案に異議なし
との意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ
りました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ち
に採決を行いたいと思います。ご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦
することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 同意第3号 固定資産評価 審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについ て

○議長（熊谷直行） 日程第10、同意第3号  
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同  
意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号固定資産評  
価審査委員会委員の選任につき同意を求める

ことについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております佐々木順一郎氏の任期が平成21年6月29日付をもって満了となるため、その後任として太子町阿曾437番地に在住の西村博好氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

西村氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔で人望も厚く適任者であると考えております。

なお、任期は平成21年6月30日から24年6月29日までの3カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。

まず、ご異議ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 議会も同意をいたしますということは、この人事に対して議会もやっぱり責任を負うということでもあります。当然そうあるべきだと思いますね。

そこで、町長にお尋ねいたしますけれども、町長、一応この方を推薦されて人物に間違いはないということをおっしゃったんですけれども、何かあったときには、町長、任命者としての、任命者といいますか、推薦者としての責任はおありでしょうか、どうでしょうか。そこんところをお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身はこの方が以前もこの審査委員会の委員として務めていただきました。その間、つつがなく務めていただき、再度また今回お願いしようというところでございます。責任云々の問題でございしますが、やはり私自身はそうしたことが起きない

ようにこの方を信頼し、そして先ほど提案説明でも申し上げましたように、人格的にも人望もまたございますし、私は適任者であると。もしものときは、またその時点で判断させていただきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、ちょっと私の言い方がまずかったのかどうかわかりませんが、私は西村氏個人についてどうこう言うてるわけではないんです。ただ、前に選挙管理委員会のところで私は非常に被害をこうむったわけなんで、そのことについてただしますと、あれは選挙管理委員会やから選挙管理委員長に責任があるんやと、町は責任はないんやというふうなことをおっしゃったんで、したがってこの固定資産の評価委員の委員についても何かあったときには、いやあれは評価委員のことであって、町はそういうことについては責任ないと、こういうにおっしゃるのかどうか。私はそうやないと思うんですよ。やっぱりこの推薦される方が一番いいということで推薦しますと、内閣においても総理大臣の任命権者としての責任というのはやっぱり当然発生するわけなんで、私は町長というのは決してそういう責任から逃れられないというふうに私は思っと思ってんですけども、しかし以前の選管でははっきりともうそうではないということをおっしゃってますんで、この際この委員についても、この西村さん個人がどうこうと言ってるわけじゃないんです。その点、全体的にこういう人事について任命責任というのは私は当然あるんじゃないかということでお尋ねしておりますので、明確に答弁をお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 人物についてはやはり私が選任し同意を求めていますので、そうした点ではやはり責任等々はあろうと思いますが、しかし職務になりますとそれぞれの委員会、また会議等で責任を持ってやっていたくど。そこへ私が介入するというのはいか

がなものと、このように考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井村淳子議員及び中井政喜議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井村淳子議員及び中井政喜議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（熊谷直行） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 13票、反対 2票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（熊谷直行） お諮りします。

本日の日程第11、議案第33号から日程第13、議案第35号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第33号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第33号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第33号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ3,871万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億6,671万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、労働費、農林水産業費、商工費及び教育費の追加であります。

詳細につきましては副町長よりご説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第33号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費につきましては、制度改正に伴う保育料システム改修によるものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、経済センサス調査費の交付額確定による追加補正でございます。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費でございますが、子育て支援対策臨時特例交付金を活用し、二葉保育園の築37年が経過した保育室の屋根大規模改修を行うものでございます。財源といたしましては、当該交付金が2分の1、町の補助、二葉保育園の負担がそれぞれ4分の1となっております。

11ページをお願いいたします。

款5労働費、項2雇用対策費、目1緊急雇用対策費及び目2ふるさと雇用対策費につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により創設されたもので、雇用創出を目的として県に基金を設置し、平成21年度から平成23年度までの3年間で実施する計画でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目4米生

産調整推進費につきましては、県の補助事業、ひょうご市民農園整備事業として予算化をしたものでございます。

13ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費につきましては、主に太田小学校が国の委託事業、豊かな体験活動推進事業推進校の指定を受けたため、県補助事業の自然学校推進事業からの組み替えを行ったことによるものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項3委託金、目3教育費委託金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、国の委託事業の指定を受けたことによるものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、目4農林水産業費県補助金及び目9労働費県補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、各種新規事業による補助金追加によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

以上で平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議案第34号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第12、議案第34号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第34号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

本件は、平成21年度の地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例等の一部を改正するものでございます。

このたびの改正については、平成20年度の地方税法の改正分を含むことや、昨年6月に改正した町税条例の一部を改正する条例の附則部分を改正するため、3条構成となっております。

主な改正は、個人町民税において住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当、譲渡所得に対する軽減税率の延長、土地に対する固定資産税において地価が下落している場合の据置年度において評価額を下落修正できる特例措置の継続等でございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第34号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

まず、第1条関係では、年金から個人町民税の特別徴収が今年10月から始まりますが、特別徴収する町民税については国におけるシステム開発上の理由から、年金所得に係る税額のみを特別徴収することとなる体制で、平成21年4月1日から適用されます。関連する条文は、第47条の2、第47条の3、第47条の5でございます。

住民税の住宅ローン特別控除につきましては、税源移譲に伴って平成11年から平成18年までの入居者を対象に平成20年度から実施し

ておりますが、景気対策の一環として、平成21年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用者のうち所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、翌年度分の個人住民税から最高9万5,000円を限度として所得割額を減額する住宅ローン特別控除制度が創設されました。対象は平成21年から平成25年までに入居した者で、10年間減額することとなります。

この控除の創設にあわせ、平成11年から平成18年までの入居者に対しても申告不要となり、新たに創設された制度のもとで一体的に平成22年1月1日から施行されます。関連する条文は、附則第7条の3、附則第7条の3の2、附則第8条、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条第3項、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2第2項、附則第20条の4でございます。

その他の個人町民税関係では、附則第17条第1項は、土地の長期譲渡所得においては個人が平成21年1月1日から22年12月31日までに取得した土地を5年を超えて所有した上で譲渡した場合には譲渡所得から1,000万円の特別控除をする制度が創設されたことによる改正で、平成22年4月1日から施行されます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例が5年間延長されたことによる改正でございまして、平成21年4月1日から適用されます。

附則第19条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する改正で、平成22年1月1日から施行されます。

附則第20条の2第1項は、金融商品の一つであるカバードワラントの譲渡及び差金等決

済が他の先物取引に係る雑所得等の課税と同じく分離課税とする改正でございまして、平成23年1月1日から施行されます。

固定資産税関係では以下の改正があり、いずれも平成21年4月1日から適用されます。

第56条は、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置が拡充されたことによる改正でございます。

第58条の2は、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設による条文の追加でございます。

附則第10条の2第3項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の対象については、地方公共団体の補助を受けて整備した住宅以外に国の補助を受けて整備した住宅が加えられたことによる改正でございます。

附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例が土地区画整理法等に規定する特定地区に該当しない市町村では20年度で終了したことによる条文の削除でございます。

附則第11条の2は、平成21年度の評価がえに伴い、平成9年度から実施されている据置年度において地価が下落している場合に、引き続き価格の下落修正ができる特例措置が3年間継続されることとなったことによる改正でございます。

附則第11条の3は、平成19年度税制改正において実施された複合利用鉄軌道用地の価格の特例が20年度で終了したことによる条文の削除でございます。

附則第15条の2は、平成21年度評価がえに伴い、特別土地保有税に係る課税の特例が3年間継続することによる改正でございます。

第2条関係では、附則第10条の2第2項は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅について、新築から5年間分、中高層耐火建築物にあっては7年の固定資産税額の2分の1を減額する制度が創設されたことから、該当する家屋を新築し

た者が減額の申告するための条文の追加で、平成21年6月4日から適用されます。

第3条関係では、平成20年度の税制改正に基づき、昨年6月に改正した町税条例の一部を改正する条例の附則部分を改正するものでございます。

これは上場株式等の配当及び譲渡益に係る個人住民税の課税が平成20年12月31日をもって軽減税率の廃止が決定していましたが、3年間延長となり、平成21年1月1日から平成23年12月31日まで軽減税率が適用されることから、経過措置等に関する条文の整理及び削除による改正で、平成21年4月1日から適用されます。

なお、それ以外の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整理でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第35号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第35号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第35号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

本件は、平成21年度の地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。



この法律等の改正による介護納付金の課税限度額の引き上げや2割軽減を一律に行うための改正は、先の3月議会において議決いただいたところでございます。

このたびは付随する細部の改正、土地の長期譲渡所得について特例措置の創設、先物取引に係る改正、また平成20年度税制改正に伴う配当所得に係る改正を行うものでございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第35号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第13条でございますが、第13条、附則第2項、改正後の附則第6項、改正後の附則第12項、改正後の附則第13項、改正後の附則第14項は3月議会で2割軽減を一律に行うため条文を削除したことに伴う条文の整理で、平成21年4月1日から適用となります。

改正後の附則第3項は、平成20年度改正において導入された配当に係る申告分離課税を選択した場合の課税の特例制度が創設されたことによる条文の追加で、平成22年1月1日施行となります。

改正後の附則第4項は、土地の長期譲渡所得において個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地を5年を超えて所有した上で譲渡した場合には長期譲渡所得から1,000万円を特別控除する制度が創設されたことによる改正で、平成22年4月1日施行となります。

改正後の附則第7項及び第8項は、平成20年度改正において導入された配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算を行う課税の特例制度が創設されたことによる条文の追加で、平成22年1月1日施行となります。

改正後の附則第10項は、金融商品の一つであるカバードワラントの譲渡及び差金等決済が他の先物取引に係る雑所得等の課税と同じく分離課税とする改正で、平成23年1月1日施行となります。

なお、それ以外の条文につきましては、地方税法等の改正等に伴う条文の整理でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午前11時35分）